

●香川県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年6月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成20年4月14日	中島歯科医院	観音寺市観音寺町甲2943番地1
平成20年5月1日	きづな調剤薬局	観音寺市村黒町768番3
平成20年5月1日	有限会社 辻上薬局綾上店	綾歌郡綾川町山田上甲1331番地3
平成20年5月12日	みやの外來クリニック	丸亀市中府町4丁目13-28
平成20年5月21日	三浦内科・みちこ小児科クリニック	丸亀市土器町東7丁目886
平成20年5月21日	京町薬局丸亀東店	丸亀市土器町東7丁目876番